

# 特定治療支援事業等に関する地方自治体（都道府県・指定都市・中核市）の取組状況

（平成25年2月母子保健課調べ）

## 1. 特定治療支援事業の周知・広報

広報誌やホームページによる周知は全ての自治体で行っているが、不妊専門相談センターや医療機関の待合室での周知を行っていない自治体が1割以上あった。

1. 自治体の広報紙・ホームページ等に掲載	108自治体 (100.0%)
2. 不妊専門相談センター・保健所・保健センター等でポスター掲示やチラシ配布	96自治体 (88.9%)
3. 医療機関の待合室等でポスター掲示やチラシ配付	93自治体 (86.1%)
4. 地元の新聞・情報誌、テレビ等で周知広報	29自治体 (26.9%)
5. 不妊当事者の自助グループなど民間グループへの周知広報協力の依頼	3自治体 (2.8%)
6. 問合せがあれば説明するが、特段の広報はしていない	0自治体 (0.0%)

### (その他の取組)

- 講演会、不妊フォーラムや相談会など開催
- 不妊治療啓発用冊子「赤ちゃんを欲しいとお望みの方へ」作成、配布
- 管轄内の指定医療機関のホームページに市ホームページのリンクの掲載依頼をしている。
- 不妊(不育)相談事業評価運営会議を設置し、産婦人科医会・指定医療機関(相談対応者)・保健所担当者等と事業の現状把握、課題の整理を含め啓発普及についても協議している。(年1回開催)

## 2. 不妊に関する知識等の周知・広報

不妊に関する正しい知識の周知・広報を実施している自治体は5割に満たない。

### (周知・広報している内容)

1. 不妊に関する正しい知識の周知・広報を実施	51自治体 (47.2%)
2. 加齢に伴う妊よう性の低下に関する周知・広報を実施	16自治体 (14.8%)
3. 年齢と生殖補助医療の治療成績に関する周知・広報を実施	10自治体 (9.3%)
4. 高齢妊娠のリスク (流産や先天異常の増加等)に関する周知・広報を実施	6自治体 (5.6%)
5. 高齢出産のリスク (周産期死亡率の増加等)に関する周知・広報を実施	3自治体 (2.8%)

### (周知・広報の方法)

- 県ホームページ、県内情報誌やタウン誌等に掲載 (不妊症と年齢との関係をグラフを示す、不妊治療の検査や治療の内容などを表示)
- 「女性のからだサポートブック」、「不妊を知ろう」「不妊で悩んでいたら」等の冊子や啓発用パンフレットを配布 (妊娠率を下げる要因の一つに女性の妊娠・出産年齢であることなどの不妊に関する基礎知識を記載)
- 「いつか子供がほしいと思っているあなたへ」を成人式で配布
- 市町村母子保健担当者向けに研修を実施し、市町村での窓口や母子保健事業実施時に説明
- 不妊相談、講演会・交流会、シンポジウム、県民公開講座を実施
- 企業等に出張して実施する「女性の健康とライフバランスに関する講座」の中で説明
- ラジオ、ケーブルテレビの健康コーナーの放送等で相談窓口の案内
- 婚姻届窓口にてチラシ配布、妊娠前教室の実施

### 3. 申請者からの苦情

ほぼ半数の自治体が、「制度を知らなかった」「もっと早く知りたかった」といった苦情を受けている。

1. 支給額が安い	64自治体 ( 59.3%)
2. 支給回数が少ない・支給期間が短い	60自治体 ( 55.6%)
3. 制度を知らなかった (もっと早く知りたかった)	53自治体 ( 49.1%)
4. 窓口担当者の対応への不満	47自治体 ( 43.5%)
5. 申請手続きが面倒・むずかしい、手続き場所がわかりにくい	40自治体 ( 37.0%)
6. プライバシーが心配	34自治体 ( 31.5%)
7. 自分が受診している医療機関が指定医療機関とされていない	12自治体 ( 11.1%)
8. その他	50自治体 ( 46.3%)
9. 苦情・不満は把握していない	4自治体 ( 3.8%)

## 4-1. 医療機関の新規指定の際の審査

○6割程度の自治体が新規指定時に専門家による現地調査を行っている。

### (調査方法)

- |                             |               |
|-----------------------------|---------------|
| 1. 新規指定時は専門家等による現地調査を行っている。 | 69自治体 (63.9%) |
| 2. 新規指定時は専門家等による書面調査を行っている。 | 36自治体 (33.3%) |

### (具体的指定方法 (指定基準、調査チェックリスト等))

- 医療機関からの指定申請の後、担当者による書面調査・現地調査を行い、県特定不妊治療費助成事業適正化審査会に諮問した上で、指定を行う。
- 現地調査を行い、調査の結果を県内産婦人科医で構成する評価委員会で審査し、認可されたら指定している。
- 他自治体にある医療機関の場合は、既にその自治体の指定がある医療機関については、基準の書類審査のうえ、指定する。
- 県保健所長と担当職員が現地調査を行い、基準を満たしている医療機関を指定する。

## 4-2. 医療機関の再審査等

約7割の自治体が、再審査時に専門家による現地調査を行っている。

- |                               |              |
|-------------------------------|--------------|
| 1. 再審査は専門家等による調査（現地調査）を行っている。 | 74自治体（68.5%） |
| 2. 再審査は書面による指定基準の確認を行っている。    | 41自治体（38.0%） |
| 3. 再審査は専門家等による調査（書面調査）を行っている。 | 34自治体（31.5%） |
| 4. 再審査により指定の取消を行った医療機関がある     | 5自治体（4.6%）※  |

※4. については、設備要件を満たさなくなった指定医療機関の辞退等によるもの。

## 5. 給付実績の管理処理(5-1. 管理の状況)

申請受付から助成金交付までの平均処理日数にはばらつきがあり、14日以内が6.5%ある一方で、60日以上の自治体も2.8%ある。

1. パソコン又は紙の台帳等で、個人ごとの給付状況を管理している	105自治体 (97.2%)
2. 個人ごとの給付状況は、氏名等により容易に確認できる	100自治体 (92.6%)
3. 給付を受けた者の、次のような属性ごとの集計ができる	
(1)年齢別の集計ができる	80自治体 (74.1%)
(2)受診した医療機関別の集計ができる	92自治体 (85.2%)
(3)これまで不妊治療を行ってきた通算期間(年数)別の集計ができる	76自治体 (70.4%)
(4)治療方法別の集計ができる	92自治体 (85.2%)
4. 申請受付から助成金交付までの平均的な処理日数	
14日以内: 7自治体 (6.5%)	
30日以内: 34自治体 (31.5%)	
45日以内: 34自治体 (31.5%)	
60日以内: 30自治体 (27.8%)	
90日以内: 3自治体 (2.8%)	

## 5. 給付実績の管理処理(5-2. 申請者の転居に伴う給付の有無の確認状況)

1. 転出先の自治体から、個人の給付の有無の問合せを受けた際に、	
(1)給付の有無をすみやかに確認し、連絡できた	102自治体 (94.4%)
(2)給付の有無の確認、連絡がすみやかにできなかったことがあった	6自治体 (5.6%)
2. 転入前の自治体に対し、個人の給付の有無について問合せた際に、	
(1)すみやかに回答が得られた	86自治体 (80.4%)
(2)すみやかな回答が得られなかった時があった	21自治体 (19.6%)